



埼玉県報

第447号
令和5年(2023年)
9月12日
火曜日

目次

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業芳沼地区（農村地域防災減災事業）の工事完了（大里農林振興センター）
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示（大宮公園事務所）
- 県道下吉羽幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県指定無形文化財保持者の認定解除（文化資源課）
- 令和5年9月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく

二 代表者の氏名

青木 照代

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市花田五丁目十七番地七

四 失効日

令和五年九月九日

告 示

埼玉県告示第九百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

二 代表者の氏名

太田 久美

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番十七号

四 更新後の認定の有効期間

令和五年四月五日から令和十年四月四日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 認定市民管理協定の名称
市の川・車堀公園（第一号市民緑地）の維持管理に関する協定書
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
東松山市大字市ノ川字悪戸一六番、二二番一、二三番一、二三番二、二三番三、二四番、二五番、二五番二、二六番、二六番二、二七番、二八番、二九番一、二九番五、三〇番二、三二番二、三四番七
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
令和五年五月十一日から令和十一年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
令和五年八月三十日

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第九百九十三号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和五年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	令和八年九月八日
医療法人社団武蔵野会T M Gあさか医療センター	埼玉県朝霞市大字溝沼千三百四十番地一	同右
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番一号	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
富家病院	埼玉県ふじみ野市亀久保二千九百九十七番地	同右
医療法人さくらさくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
ふじみの救急病院	埼玉県入間郡三芳町北永井九百九十七番地五	同右
医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	埼玉県春日部市中央一丁目五十三番十六号	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一	同右

<p>独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メデイカルセンター 東松山市立市民病院</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号</p>	<p>令和八年九月八日</p>
<p>シヤローム病院</p>	<p>埼玉県東松山市大字松山二千三百九十二番地 埼玉県東松山市大字松山千四百九十六番地</p>	<p>同右 同右</p>
<p>社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院 自衛隊入間病院</p>	<p>埼玉県狭山市入間川二丁目三十番二十号 埼玉県入間市向陽台二丁目一番地四</p>	<p>同右 同右</p>
<p>南古谷病院 医療法人社団誠弘会池袋病院</p>	<p>埼玉県川越市大字久下戸百十番地 埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六</p>	<p>同右 同右</p>
<p>社会医療法人壮幸会行田総合病院 騎西病院</p>	<p>埼玉県行田市持田三百七十六番地 埼玉県加須市日出安千三百十三番地一</p>	<p>同右 同右</p>
<p>新久喜総合病院</p>	<p>埼玉県久喜市上早見四百十八番地一</p>	<p>同右</p>
<p>蓮江病院</p>	<p>埼玉県久喜市本町一丁目七番十二号</p>	<p>同右</p>
<p>医療法人土屋小児病院</p>	<p>埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号</p>	<p>同右</p>
<p>医療法人社団優慈会佐々木病院 医療法人桂水会岡病院 医療法人柏成会青木病院</p>	<p>埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一 埼玉県本庄市北堀八百十番地 埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号</p>	<p>同右 同右 同右</p>
<p>医療法人鈴木外科病院</p>	<p>埼玉県本庄市児玉町八幡山二百九十三番地</p>	<p>同右</p>

告示

埼玉県告示第九百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木字青棚千三 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大川 代表取締役 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七番地一

（変更後）株式会社大川ホールディングス 代表取締役 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大川 代表取締役 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七番地一

（変更後）株式会社大川ホールディングス 代表取締役 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七番地一 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年八月三十一日 外

ニ 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木字青棚千三 外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 二五台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 二五台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 総容量 二八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 総容量 三三立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前十時から午後八時 一部午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午後一時から午後二時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年五月一日 外

ニ 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

県営土地改良事業芳沼地区（農村地域防災減災事業）の工事を令和四年一月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
大宮公園清掃・警備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大宮公園事務所総務管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目23番3号
- 5 落札金額
191,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月30日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下吉羽幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五三九番一地先まで 六地先から同市大字下吉羽字坊合一 幸手市大字下吉羽字坊合一五三七番	幸手市大字下吉羽字坊合一五二三番 地先から同市大字下吉羽字坊合一五 一三番地先まで	区 間
二一・二五 三二・〇〇	三四・〇〇 三五・七五	敷地の幅員 (メートル)
三六・七五		延長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

令和五年九月十二日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称	保持者の住所	保持者	認定年月日
工芸技術	長板中型	埼玉県三郷市戸ヶ崎 二丁目三百八十八番 地	初山 武雄	平成十六年三 月二十三日

告示

埼玉県選管告示第六十四号

令和五年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、一九五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、九六五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七六七人
南第二区 川口市	一四七、六二三人
南第三区 さいたま市西区	二六、二七九人
南第四区 さいたま市北区	四一、八七五人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、五六九人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇四三人
南第七区 さいたま市中央区	二八、八四五人
南第八区 さいたま市桜区	二六、九二五人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、一八八人
南第十区 さいたま市南区	五二、八〇〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、八二六人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五九八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇七四人
南第十四区	桶川市	二一、一九〇人
南第十五区	北本市	一八、九四五人
南第十六区	鴻巣市	三三、三四九人
南第十七区	志木市	二一、〇四七人
南第十八区	新座市	四五、九一三人
南第十九区	蕨市	一九、九〇五人
南第二十区	戸田市	三七、五五八人
南第二十一区	朝霞市	三九、四九一人
南第二十二区	和光市	二三、二〇一人
西第一区	所沢市	九七、二七一人
西第二区	入間市	四一、一九三人
西第三区	飯能市	二二、三八五人
西第四区	狭山市	四二、六一二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇三八人
西第六区	富士見市	三一、四二六人
西第七区	川越市	九八、〇三八人
西第八区	日高市	一五、四四七人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、六六九人
西第十区	坂戸市	二七、七五三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七八八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇〇二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、五七七人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二七、四五二人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、四六八人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、七八一人
北第四区	熊谷市	五四、五九五入
東第一区	行田市	二二、三七四人
東第二区	羽生市	一五、〇三一人
東第三区	加須市	三一、五〇五人
東第四区	久喜市	四二、五八五人

東第五区	蓮田市	一七、五四六人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二九六人
東第七区	春日部市	六五、八七〇人
東第八区	越谷市	九五、五五七人
東第九区	八潮市	二五、三七三人
東第十区	三郷市	三八、七四九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、七二五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八五二人